

緑の風 FAX版

NO. 90 2022年2月2日 JR東労組



JR 東労組ホームページ

ご存じですか？ 過半数代表者

過半数代表者とは？

『労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、**労働者の過半数を代表する者**』が協定締結したり、委員を推薦すると労働基準法に記されています。労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、選挙など公平な方法で選出します。

過半数代表者が行うことは？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成または変更の際に、過半数代表者の意見をつけて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。

これまで何度か過半数代表者に対して意見聴取が行われています！



②労使協定を結ぶ

使用者が従業員に時間外労働や休日労働を指示するには、使用者と労働者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています(36協定)使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を課せられます。

JR東労組は会社と**1日8時間、1ヶ月45時間、1年330時間、公休日労働は月2日まで「限度時間」**を定めています。世間では過労死ラインが月80時間と言われています。

過労死を防ぐために過半数代表者の役割はとても重要です！



③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり行うため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められます。

安全衛生委員会は職場の問題を議論し、解決する重要な場です！



過半数代表者の役割を理解し、働く者の声を反映する過半数代表者を選出しよう！